

様式第三十二（第12条関係）

認定新事業活動計画の内容の公表

1. 認定をした年月日

令和6年10月11日

2. 認定新事業活動実施者名

株式会社BOOSTRY

3. 認定新事業活動計画の目標

当該認定新事業活動実施者は、ブロックチェーン上の記録を通じて債権譲渡通知及び債権譲渡承諾（以下債権譲渡通知と債権譲渡承諾を併せて「債権譲渡通知等」という。）を行い、その債権譲渡通知等の内容をブロックチェーンに記録するための情報システムを提供するとともに、当該情報システムにより記録された債権譲渡通知等の内容を証明する書面又は電磁的記録を提供する事業を展開する。左記を通して、電子的な第三者対抗要件の具備を実現することで、電子記録移転権利の取引をインターネット上で完結可能とし、より効率的で有意義なセキュリティトークン取引市場の形成を促進する。

4. 認定新事業活動計画の内容

(1) 新事業活動に係る事業の内容

当該認定新事業活動実施者は、債権者（預託先の証券会社等を含む）に対し、債権者（譲渡人）から債務者へブロックチェーン上の記録を通じて債権譲渡の通知を送信し、及び債権譲渡通知の内容をブロックチェーンに記録するための情報システム（E-Wallet）を提供する。また、当該認定新事業活動実施者は、債権の債務者（会計事務所、信託銀行等を含み、以下「債務者等」という。）に対し、債権の債務者等から債権者（譲渡人・譲受人）へブロックチェーン上の記録を通じて債権譲渡承諾を実施し、及び債権譲渡承諾の内容をブロックチェーンに記録するための情報システム（E-Prime）を提供する。

債権者（譲渡人、債権譲渡通知の実施者）又は債務者等（債権譲渡承諾の実施者）の求めがあった場合に、当該システムにより記録された債権譲渡通知等の内容に従い、債権譲渡通知等の内容を証明する書面又は電磁的記録を作成し、これらを提供する事業を行う。事業の流れは以下の通り。

【通知により第三者対抗要件を具備する場合】

- ① 債権者（譲渡人）と譲受人との間で債権を譲渡する旨の合意を行う。
- ② 債権者（譲渡人）の代理人（トークン預託を受ける金融機関を想定）は、債権者（譲渡人）の譲渡指示に従い、当該認定新事業活動実施者が提供するE-Walletのトークン移転画面より譲渡に係る情報を入力し、ibet for Finブロックチェーンネットワーク（以下「ibet for Fin」という。）に対し、第三者対抗要件を具備するための債権譲渡通知としてのトークン移転トランザクションの送信を行う。
- ③ トークン移転トランザクションが送信されると、債権譲渡通知の内容と送信時点のE-Walletのサーバー日時（通知日時）がibet for Finへ記録され、債務者等（債権譲渡通知の受領者）のE-Primeから、当該債権譲渡通知の内容・通知日時が確認可能となる（※）。これをもって確定日付のある証書による通知が行わ

れたものとみなす。

※ブロックチェーンネットワークが通常稼働している場合においては、トークン移転トランザクションが送信された時刻（i b e t f o r F i nに通知日時として記録される時刻）から、実際に債務者等（受信者）のE－P r i m eより当該債権譲渡通知の内容が確認可能となるまでには時間差があるが、僅かである。また、理論的には、ブロックチェーンネットワークを構成する認証サーバーにおいて不具合が発生した場合は、この時間が増加する可能性があるが、サーバーの台数、設置場所の分散化等により、実際には増加する可能性は極めて低い。

- ④ 当該認定新事業活動実施者は、債権譲渡通知等の記録事項（以下「記録事項」という。）として、当該債権の譲渡の通知日時、当該債権譲渡通知の内容、当該債務者等を識別する固有のアドレス及び当該債権者（譲渡人）を識別する固有のアドレスについて、債権譲渡通知が行われた日から5年間Amazon Web Services（以下「AWS」という。）上のサーバーにて保管を行う。なお、債権者（譲渡人）及び債務者等は、それぞれE－W a l l e t、E－P r i m eを利用して随時記録事項の参照が可能である。
- ⑤ 当該認定新事業活動実施者は、債権者（譲渡人）及び債務者等の求めがあった場合には、記録事項を書面又は電磁的記録にて提供する。

【承諾により第三者対抗要件を具備する場合】

- ① 債権者（譲渡人）と譲受人との間で債権を譲渡する旨の合意を行う。
- ② 債権者（譲渡人）の代理人は、債権者（譲渡人）の譲渡指示に従い、当該認定新事業活動実施者が提供するE－W a l l e tのトークン移転画面より譲渡に係る情報を入力し、i b e t f o r F i nに対し債権譲渡承諾実施依頼としてのトークン移転トランザクションの送信を行う。
- ③ ②が実施された後、債務者等のE－P r i m eから、当該債権譲渡の内容が確認可能となる。債務者等は、E－P r i m eを利用して当該債権譲渡の内容を確認し、E－P r i m eに備わる「移転承諾」ボタンを押下することで、その第三者対抗要件を具備するために債権譲渡を承諾する（この場合においては、契約上の地位の移転についても承諾したものとみなす）。債務者等により移転承諾ボタンが押下されると、承諾内容と押下時点のE－P r i m eサーバー日時（承諾日時）がi b e t f o r F i nへ記録され、当該承諾の内容は債権者（譲渡人・譲受人）のE－W a l l e tから確認可能（※）となる。これをもって、確定日付のある証書による承諾が行われたものとみなす。その後、承諾が行われた証左としてのトークンの移転が行われる。

※ブロックチェーンネットワークが通常稼働している場合においては、移転承諾ボタンが押下された時刻（i b e t f o r F i nに承諾日時として記録される時刻）から、実際に債権者（譲渡人・譲受人、受信者）のE－W a l l e tより当該債権譲渡承諾の内容が確認可能となるまでには時間差があるが僅かである。また、理論的には、ブロックチェーンネットワークを構成する認証サーバーにおいて不具合が発生した場合は、この時間が増加する可能性があるが、サーバーの台数、設置場所の分散化等により、実際には増加する可能性は極めて低い。

- ④ 当該認定新事業活動実施者は、記録事項として、当該債権の譲渡の承諾日時、当該債権譲渡の内容、当該債務者等を識別する固有のアドレス及び当該債権者（譲渡人・譲

受人)を識別する固有のアドレスについて、債権譲渡承諾が行われた日から5年間AWS上のサーバーにて保管を行う。なお、債権者(譲渡人・譲受人)及び債務者等は、それぞれE-Wallet、E-Primeを利用して随時記録事項の参照が可能である。

- ⑤ 当該認定新事業活動実施者は、債権者(譲渡人・譲受人)及び債務者等の求めがあった場合には、記録事項を書面又は電磁的記録にて提供する。

(2) 新事業活動を行う場所の住所

全国(当該認定新事業活動実施者が提供するネットワーク)

(3) 規制の趣旨に照らし、新事業活動と併せて実施することが必要となる措置の内容

産業競争力強化法、産業競争力強化法第十一条の二第一項第二号の主務省令で定める措置等に関する省令(以下「省令」という。)及び新技術等実証及び新事業活動の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針(以下「基本方針」という。)に基づき下記①～⑨の措置を講じる。

① 産業競争力強化法第11条の2第1項第1号関係

債務者等はE-Primeの移転承諾一覧画面を用いて、債権譲渡通知又は債権譲渡承諾がなされた日時(それぞれ通知日時又は承諾日時)を、また、その内容として「トークン名称」、「トークンアドレス」、「通知日時」、「承諾日時」、「移転元ibetアドレス」、「移転先ibetアドレス」、「移転数量」を容易に確認できる。

債権者(譲渡人・譲受人)はE-Walletのibet証券化商品等移転承諾履歴画面を用いて、債権譲渡通知又は債権譲渡承諾がなされた日時(それぞれ通知日時又は承諾日時)を、また、その内容として「トークン名称」、「トークンアドレス」、「通知日時」、「承諾日時」、「移転元ibetアドレス」、「移転先ibetアドレス」、「移転数量」を容易に確認できる。

② 省令第2条第1号関係

債権譲渡通知等がされた日時としての「通知日時」、「承諾日時」、また、債権譲渡通知等の内容としての「トークン名称」、「トークンアドレス」、「通知日時」、「承諾日時」、「移転元ibetアドレス」、「移転先ibetアドレス」、「移転数量」は、ブロックチェーンの仕組みにより、ibet for Finに接続する複数のノードに送信され分散保管される。

また、通知により第三者対抗要件を具備する場合における、債権譲渡通知をした者を識別するために用いられる事項としての「移転元ibetアドレス」、債権譲渡通知を受けた者を識別するために用いられる事項としての「発行体ibetアドレス」、承諾により第三者対抗要件を具備する場合における、債権譲渡承諾をした者を識別するために用いられる事項としての「発行体ibetアドレス」、債権譲渡承諾を受けた者を識別するために用いられる事項としての「移転元ibetアドレス・移転先ibetアドレス」についても、ブロックチェーンの仕組みにより、ibet for Finに接続する複数のノードに送信され分散保管される。

当該認定新事業活動実施者は自社で継続してノード運用を行い、上述のデータを、債権譲渡の通知又は承諾がされた日から5年間保存するものとする。

③ 省令第2条第2号関係

当該認定新事業活動実施者は、債権譲渡通知又は承諾をした者の求めがあったときは、債権譲渡の通知又は承諾に係る記録事項を記載した書面又は電磁的記録を提供する。

④ 省令第2条第3号関係

当該認定新事業活動実施者が新事業活動の廃止をしようとするとき又は認定新事業活動の認定が取り消されたときは、以下の業務を、富士通株式会社へ引き継ぐこととする。

- ・記録事項を、債権譲渡の通知又は承諾がされた日から起算して5年間保存する業務
- ・債権譲渡の通知又は承諾に係る記録事項を記載した書面又は電磁的記録を提供する業務

⑤ 省令第2条第4号関係

当該認定新事業活動実施者は、債権譲渡通知がされた日時を記録するために用いられるE-Walletサーバーの時刻及び債権譲渡承諾された日時を記録するために用いられるE-Primeサーバーの時刻を、AWSが提供するNTPサービスの時刻に同期させる。

⑥ 省令第2条第5号関係

i betアドレスは、i bet for Fin上において譲渡記録等において主体を一意に特定するための符号であるため、債務者等及び債権者（譲渡人・譲受人）は、それぞれE-Prime、E-Walletを利用して、当該債権譲渡通知又は承諾をした者を識別するために用いられるi betアドレスと、当該アドレスに紐づく主体の名称を確認することができる。

⑦ 省令第2条第6号関係

通知等記録を処理することができる者を限定するための措置、不正アクセス行為を防止するための措置、通知等記録の漏えい・滅失・毀損を防止するための措置をそれぞれ講じている。

⑧ 省令第2条第7号関係

当該認定新事業活動実施者は、2021年7月22日に国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格27001の認証を受けている。

⑨ 新技術等実証及び新事業活動の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針第三2の(2)関係

- ・二重払い、過誤払いの防止に関して、ブロックチェーン外における譲渡を抑止し、支払い処理はブロックチェーンの情報を参照して行うことで、防止する。具体的には、当該認定新事業活動実施者が提供するシステムを利用する債権については、次の方針で管理するよう、債務者等、金融機関等に求める。
 - ーブロックチェーンを活用して管理することを債権の発生原因である契約等に明示するとともに、債権者（譲渡人・譲受人）は自身の債権を金融機関等に預託するものとする。加えて預託先の金融機関等は、当該債権の譲渡処理を行う際に、都度ブロックチェーンに譲渡内容を記録するものとする。ブロックチェーン外における譲渡を抑止し、ブロックチェーン上の所有記録と実際の所有の整合性を担保する。また、債務者等が支払いを行う際には、ブロックチェーン上の記録を参照して計算処理を行い、預託先の金融機関等に対して支払を行うものとし、支払を受けた金融機関等においては、受領額とブロックチェーン上の記録から算出された金額との整合性の確認を行うことで、二重払い及び過誤払いを防止する。

- ・そのほか、当該認定新事業活動実施者が、債権譲渡通知等の内容をブロックチェーンに記録するための情報システムを利用者に利用させる際には、その利用者が信頼できる事業者であるかどうかの確認を行う。

5. 新事業活動の開始時期及び終了時期
令和6年10月から令和16年9月まで